5　精神の機能の障害により一級建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい□　いいえ□

（略）

※審査	登録免許税	経由庁	写真照合	住民票照合	名簿照合合格者	欠格審査	副申審査	名簿登録	免許証発行	※経由庁記載欄 責任者（職氏名）　印

（略）

第六号書式（第二十条関係）（Ａ４）

（略）

添付書類㈡

誓　　約　　書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

登録申請者の氏名又は名称　　印

（署　　名）

知事

指定事務所登録機関殿

（名称）

記

1　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（削る）

2　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者

3　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者

4　建築士法第９条第１項第４号又は第10条第１項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者

5　建築士法第26条第１項又は第２項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前１年内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して５年を経過しないもの）

（新設）

（略）

※審査	登録免許税	経由庁	写真照合	戸籍照合	登記照合	名簿照合合格者	欠格審査	副申審査	名簿登録	免許証発行	※経由庁記載欄 責任者（職氏名）　印

（略）

第六号書式（第二十条関係）（Ａ４）

（略）

添付書類㈡

誓　　約　　書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

登録申請者の氏名又は名称　　印

（署　　名）

知事

指定事務所登録機関殿

（名称）

記

1　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

2　成年被後見人又は被保佐人

3　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者

4　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者

5　建築士法第９条第１項第４号又は第10条第１項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者

6　建築士法第26条第１項又は第２項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前１年内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して５年を経過しないもの）